

# 広島県社会福祉法人経営者協議会会則

## 第1章 総 則

### (名称及び事務所)

第1条 本会は、広島県社会福祉法人経営者協議会（以下「経営協」という）という。

第2条 経営協の事務所を広島県社会福祉協議会内におく。

### (目 的)

第3条 本会は、会員が地域における社会福祉に係る諸課題に適切に対応し、以って社会福祉及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整
- (2) 社会福祉協議会及びその他の社会福祉団体との連携調整
- (3) 国や県及びその他の関係官公庁団体との連携協調
- (4) 社会福祉法人の経営及び社会福祉に関する調査研究
- (5) 社会福祉事業の資質の向上をはかるための研修会等の開催
- (6) 本会活動並びに社会福祉に関する情報発信・広報に関する事業
- (7) 災害時における相互支援に関する事業
- (8) その他、本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 本会の会員は、広島県内に所在する社会福祉法人をもって構成する。

2 会員は、申し込みにより入会するものとする。

### (会 費)

第6条 会員は、別に定める会費及び負担金を会費規定に基づき納入しなければならない。

2 会員が退会し、または除名された場合は、すでに納入した会費は返還しない。

(退 会)

第7条 会員が、本会を退会しようとするときは、会長に文書をもって、その旨を届け出なければならない。

(除 名)

第8条 会員が、会員たる義務に反し、又は本会の名誉を著しく棄損したときは、総会の議決を経て除名することができる。

### 第3章 役員及び事務

(定 数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 6名
- (4) 監 事 2名

(選 任)

第10条 会長、副会長は、理事会において互選する。

2 理事は、総会において、会員の中から選任する。

3 監事は、総会において選任する。

(職 務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し、総会の議決した業務を施行する。

4 監事は、本会の事業ならびに会計を監査し、総会に報告する。

(任 期)

第12条 本会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役)

第13条 本会に総会の承認を得て顧問・相談役をおくことができる。

(事務局)

第14条 本会の事務は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会に委託する。

#### 第4章 会 議

(総 会)

第15条 本会に、会員総会をおく。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画、および予算に関する事項
- (2) 事業報告、および決算に関する事項
- (3) 規程の制定、および改廃に関する事項
- (4) その他会長が附議した事項

4 総会は、毎年1回以上会長がこれを招集する。

5 会長は、会員の3分の1以上から、会議に附議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から、3週間以内にこれを招集しなければならない。

6 総会は、会員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。

7 総会の議事は、この会則に別扱いの定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

9 総会の議長は、その都度、会員の互選とする。

(理事会)

第16条 理事会は、次の業務を施行する。

- (1) 事業計画の立案、および予算の施行に関する事項
- (2) 総会の附議する事項
- (3) その他、会長において必要と認める事項

2 理事会は、必要に応じて、会長が招集する。

3 理事会の議長は、会長があたる。

(専門部会)

第 17 条 本会には、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

2 部会の構成員は、理事会において会員から選出する。

3 部会に、部会長を 1 名おく。部会長は部会の構成員によって互選とする。

## 第 5 章 会 計

(会 計)

第 18 条 本会の経費は、会費、全国社会福祉施設経営者協議会よりの地方組織育成費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第 20 条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

## 附 則

1. この会則は、昭和 57 年 12 月 23 日から施行する。

平成 2 年 3 月 28 日 一部改正

平成 13 年 5 月 15 日 一部改正

平成 14 年 3 月 22 日 一部改正

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正

平成 25 年 6 月 14 日 一部改正

平成 29 年 3 月 23 日 一部改正

平成 30 年 6 月 12 日 一部改正

平成 31 年 3 月 19 日 一部改正

2. 平成 13 年度第 2 回総会において選出される第 8 条の役員及び第 14 条にもとづいて設置される部会の委員の任期は、規程にかかわらず、平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。